



今月のテーマ **非上場会社の配当金に関する税務**

確定申告のシーズンが到来し昨年中の収入を集計している方も多いのではないのでしょうか。なかには投資先の会社から配当金に関する支払調書を受け取った方もいらっしゃると思います。今回は支払う側と受け取る側に分けて配当金に関する税務をご紹介します。なおタイトルにもあるように非上場会社が支払う配当金を前提としております。

1. 配当金の概要

(1) 決定機関

配当金の支払について旧商法では「利益の配当」として毎事業年度の決算で確定した利益を定時株主総会において利益処分案の決議に基づいて年1回配当することが認められていました。平成18年5月に施行された会社法では「剰余金の配当」という概念に変更され、定時・臨時に関わらず株主総会の決議があれば事業年度中に何回でも配当金を支払うことが可能となりました。

(2) 分配可能限度額

分配可能限度額とは、配当金として株主に分配することができる限度額を指します。分配可能限度額は分配時における剰余金の額を基礎として一定の算式により計算されます。なお分配可能限度額を超える配当金は違法配当と呼ばれ、違法配当に関わった関係者は連帯して違法配当に相当する金銭を会社に支払う義務を負うこととなります。

(3) 積立

配当金を支払った場合、配当額の10分の1に相当する金額を資本準備金又は利益準備金として計上する必要があります。この積立は資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の額の4分の1に達するまで行われます。

2. 支払側の税務

(1) 支払調書の作成

配当金の支払をする非上場会社は、配当金を受け取る者ごとに所定の内容を記載した配当、剰余金の分配、金銭の分配及び貴金利息の支払調書と合計表を、その支払の確定した日又は支払の日から1月以内に所轄税務署長に提出しなければなりません。ただし、1回に支払うべき金額が3万円以下など一定の配当金については、支払調書と合計表の提出義務はありません。

(2) 源泉徴収義務

配当金の支払をする非上場会社は、配当金額に20.42%を乗じた所得税および復興特別所得税(以下、所得税等)を源泉徴収する義務があります。

(3) 注意点

他の法人から受け取った配当金は受取配当金という名称で収益に計上されます。このことから自社が支払う配当金は損金(費用)として取り扱われるように思われますが、上記1(1)のように配当金の支払は法人が稼得した利益を株主に分配する行為であるため、多額の配当金を支払ったとしても節税効果を得ることができない点に注意が必要です。

3. 受取側の税務

(1) 個人が受け取った配当金

非上場会社から配当金を受け取った個人は、原則として他の所得と合算して確定申告することになります。その確定申告においては一定の方法で計算した金額を所得税額から控除することができます。

(2) 法人が受け取った配当金

① 受取配当金の益金不算入

非上場会社から配当金を受け取った場合、支払元である非上場会社の株式の保有割合に応じて算出される金額を益金(利益)から除外することができます。

② 所得税額控除

上記2(2)により源泉徴収された所得税額等のうち、支払元の非上場会社の株式の保有期間に比例した金額を法人税額から控除することができます。